

# 令和3・4年度古賀市入札参加資格審査申請について (リーパスプラザこが整備に伴う基本計画策定及び事業可能性調査業務委託)

次の要領により入札参加資格審査申請を提出して下さい。

## 記

1. 受付期間  
郵送：令和4年7月11日までに必着  
持参：令和4年7月11日17時までに提出
2. 申請業種  
「建設コンサルタント業務（都市計画及び地方計画）」
3. 受付方法  
郵送・信書便（宅急便等）又は持参。（持参の場合は閉庁時を除く）  
※持参の場合も、書類審査は郵送に準じて行います。  
持参された際に書類確認を行うものではありません。
4. 有効期間  
「リーパスプラザこが整備に伴う基本計画策定及び事業可能性調査業務委託」のプロポーザル参加に限り有効とする。
5. 提出先・問い合わせ先  
〒811-3192  
福岡県古賀市駅東一丁目1番1号  
古賀市 総務部 管財課 契約係  
電話(092)942-1111

## I. 申請者の資格

申請できるものは、次に掲げる要件に該当しない者に限ります。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- ② 令和4年7月1日直前、1年以上引き続き同種の業を営んだ実績を有しないもの
- ③ 法人又は個人の市町村税、都道府県税、国税の滞納があるもの  
（新型コロナウイルス感染症の影響等により特例猶予に基づく猶予制度の適用を受けているものは除く。）
- ④ 経営状態が著しく不健全なもの
- ⑤ 営業に関し、法律上必要とする資格を有しないもの
- ⑥ 古賀市入札参加資格審査申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしたもの
- ⑦ 暴力的組織又は構成員等に関する誓約書を提出しないもの
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの
- ⑨ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が⑧に該当するもの
- ⑩ 法人であって、その役員のうち⑧⑨のいずれかに該当する者があるもの
- ⑪ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配するもの

## II. 申請要領

### 1 申請業種

「建設コンサルタント業務（都市計画及び地方計画）」

### 2 受付方法

郵送・信書便（宅急便等）又は持参。（持参の場合は閉庁時を除く）

※持参の場合も、書類審査は郵送に準じて行います。

持参された際に書類確認を行うものではありません。

### 3 受付期間

郵送：令和4年7月11日までに必着

持参：令和4年7月11日17時までに提出

上記期間以外の受け付けは認めないので期間内申請を厳守すること。

（必要書類が不足している場合は登録されませんのでご注意ください。）

### 4 提出先・問い合わせ先

〒811-3192

福岡県古賀市駅東一丁目1番1号

古賀市 総務部 管財課 契約係

電話092-942-1111

（提出書類は封筒に入れ、表面には「古賀市入札参加資格審査申請書類在中（リーパ  
スプラザこが整備に伴う基本計画策定及び事業可能性調査業務委託）」と記載し、  
裏面に商号又は名称、所在地、電話番号を記載すること。）

### Ⅲ. 提出書類

申請書及び添付書類は、とじ紐（左側長辺を2穴）で1冊にまとめ、別紙『「古賀市入札参加資格審査」提出書類チェック票 兼 不備書類連絡票』の書類番号順にとじること。

① **令和3・4年度 古賀市入札参加資格審査申請書（リーパズプラザこが整備に伴う基本計画策定及び事業可能性調査業務委託）（様式1）**

- ア 申請者欄は本社の所在地、名称、代表者職氏名、印鑑（実印）を記入、押印すること。  
イ 担当者欄及び電話番号は、申請書に関する問合せに回答できる連絡先を記入すること。（本社以外でも可）

② **登記簿謄本（写し）又は身元（身分）証明書（写し）（申請日前3ヶ月以内に発行されたものに限る）**

法人については、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書、個人については、身元（身分）証明書（本籍地市町村発行）

③ **市税、都道府県税、国税の滞納がないことを証明する書類（申請日前3ヶ月以内に発行されたものに限る）（写し可）**

ア 市町村税

所在地の市町村が発行する市町村税の滞納（未納）がないことの証明

- ・支店等代理人に委任するものは、当該支店等の所在地自治体が発行する証明とする。
  - ・当該支店等に課税がなく滞納がない証明が発行できない場合、本店の所在地のものを添付のこと。
- ※当該市町村が「滞納（未納）税額のないことの証明書」を発行していない場合に限り、課税されている税目の納税証明書（直近2ヶ年分）を提出すること。

イ 都道府県税

所在地の都道府県が発行する都道府県税の滞納（未納）がないことの証明

- ・支店等代理人に委任するものは、当該支店等の所在地自治体が発行する証明とする。
- ・当該支店等に課税がなく滞納がない証明が発行できない場合、本店の所在地のものを添付のこと。

ウ 国税（消費税及び地方消費税・法人税（個人経営にあつては所得税））

国税（消費税及び地方消費税・法人税）の滞納（未納）がないことの証明

管轄の税務署発行で、法人は「納税証明書その3の3」、個人経営は「納税証明書その3の2」を提出すること。

- ・支店等代理人に委任するものは、当該支店等の所在地を管轄する税務署が発行する証明とする。
- ・当該支店等に課税がなく滞納がない証明が発行できない場合、本店の所在地のものを添付のこと。

エ 法人で古賀市在住の代表者（委任する場合は代理人）個人の古賀市税

法人で代表者（委任する場合は代理人）が古賀市在住の場合、そのものの滞納（未納）がないことの証明

※当該市町村が「滞納（未納）税額のないことの証明書」を発行していない場合に限り、課税されている税目の納税証明書（直近2ヶ年分）を提出すること。

※新型コロナウイルス感染症の影響等により特例猶予に基づく猶予制度の適用を受けている場合

新型コロナウイルス感染症の影響等により特例猶予に基づく猶予制度の適用を受けている場合、猶予制度の適用を受けていることが確認でき、その他の滞納がないことが確認できる書類を提出すること。

例) ①国税 → 納税証明書(その1)

②県税、市税(滞納のない証明にコロナによる猶予制度の適用を受けている旨の記載がある場合)

→ 滞納のない証明

③県税、市税(滞納のない証明が発行できない場合)

→ 「納税の猶予許可通知書(写)」+「納税証明書」(令和2・3年分)

④ 直前1年分の現況報告書の副本(写し)を提出すること。

**※現況報告書に記載のない部門での登録はできません。**

⑤ **使用印鑑届(様式4)**

実際に本市との取引に使用する印鑑を押印の上、提出すること。

※使用印は「代表取締役の印」などの 人を表す 表示がしてある社印(又は個人印)を鮮明に押印してください。(会社名のみ印は不可)

⑥ **委任状(様式5)**

本市との取引を代理人(支店長・営業所長等)に行わせるときのみ提出すること。

委任者の印は、代表者(実印)の印を押印すること。

受任者の使用印は、使用印鑑届(様式4)にて届け出るものと同一の印を押印すること。

⑦ **古賀市内事業所調書(様式6)**

市内の業者(市内の営業所・支店等を契約先とする場合を含む)のみ提出すること。

⑧ **誓約書及び役員等名簿(様式7-1, 7-2)**

誓約書(様式7-1)の記載事項について、認識・了承し、記名押印すること。また、役員等名簿(様式7-2)を記載し提出すること。

⑨ **古賀市入札参加資格審査用カード(様式9)**

※審査用カードは、とじ紐でまとめた書類と別にし、提出すること。

⑩ **「古賀市入札参加資格審査」提出書類チェック票 兼 不備書類連絡票(様式10)**

会社名、担当者名、担当者連絡先(電話/FAX)を記入すること。

※当連絡票は、とじ紐でまとめた書類と別にし、提出すること。

**※ 次の書類は、とじ紐によりまとめた書類と別にして提出すること。**

- 古賀市入札参加資格審査用カード（様式9）
- 「古賀市入札参加資格審査」提出書類チェック票 兼 不備書類連絡票（様式10）

**※①～⑩を市販のA4サイズ・透明のクリアフォルダーに入れ提出すること。**

**※ 注意事項**

- 提出前に、書類が全部そろっているか「古賀市入札参加資格審査」提出書類チェック票兼不備書類連絡票」で再度確認すること。
- すべての提出書類を上から順に並べてクリアフォルダーに入れておくこと。
- 各種諸証明書は複写機による写しでもよい。（写しの書類は鮮明なものであること）
- 申請書提出後、記載事項等に変更が生じた場合は、直ちに古賀市指定の「変更届」に必要な書類を添付のうえ提出すること。